

真駒内滝野霊園 事務手続要領

墓所使用許可証とはお墓の権利証です。名義変更や管理料制度切替手続などの際に必要です。
 ※ 2014年3月31日までは「永代使用許可証」という名称で交付していましたが、2014年4月1日に名称を変更しました。
 なお、この名称変更による墓所使用の取扱いに変更はありません(2014年3月10日発行の会報春秋朋だよりNo.39で通知)。
 ※ 供養墓の場合は「供養墓 使用証明証」または「供養墓 生前使用者証明証 (ふる里霊廟のみ)」を交付しています。

墓所使用許可証の再交付		
必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 権利者の印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 墓所手続申請書	2,200円
<input type="checkbox"/> 印鑑(実印)		

● 納骨にはご予約と事前の手続きが必要です。● 火葬・改葬許可証が不備の場合は納骨することができません。● 墓所権利者の親族以外の焼骨を埋蔵することはできません。
 納骨担当者が墓石を動かし、カポートへお骨を納めるお手伝いをします。骨箱・骨つぼ・白木の位牌は霊園がお焚き上げ*1 します。

滝野霊園へ納骨		
必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 権利者の本人確認書類のコピー (運転免許証・健康保険証・敬老手帳・マイナンバーカードおもて面*2など)	<input type="checkbox"/> 埋蔵申請書	16,500円
<input type="checkbox"/> 死体火葬許可証・改葬許可証・分骨証明書		
<input checked="" type="checkbox"/> [権利者が親族などに手続きを委任する場合]		
<input type="checkbox"/> 権利者の実印が捺印された委任状および印鑑登録証明書		
<input type="checkbox"/> 受任者の本人確認書類のコピー		

※1 焼却炉で対応できないものは供養の後、条例などに沿った処置を行います。
 ※2 マイナンバーカードおもて面とは、顔写真や氏名が記載された面です。
 ※ 死体火葬許可証は一般的に火葬場で交付され、通常は骨箱の中に入っています。
 ※ 18区個人墓・夫婦墓・19区夫婦墓Ⅱ・頭大仏御廟・ふる里霊廟は申込時に納骨手続料をお支払い済です。
 ※ ペットと共に眠るお墓へペットのみを納骨する場合、手続料は11,000円です。

滝野霊園にあるお墓からお骨を取出す

必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 権利者の本人確認書類のコピー (運転免許証・健康保険証・敬老手帳・マイナンバーカードおもて面*2など)	<input type="checkbox"/> 証明書発行申請兼改葬申請書	16,500円
<input checked="" type="checkbox"/> [他のお墓へ「改葬」する場合]		
<input checked="" type="checkbox"/> [他のお墓へ「分骨」する場合]		

※ 納骨と分骨を同時に行う場合、「分骨証明書」発行の手続料はかかりません。
 納骨済のお骨を後日分骨する場合は、分骨手続料16,500円と必要書類をそえて申請してください。

改葬(他のお墓へお骨を移動すること)に必要な手続き

- 現在納骨しているお墓の管理者から「埋蔵(収蔵)証明書」を発行してもらう
- 新しいお墓の管理者から「受入証明書」*3を発行してもらう
- 現在納骨してあるお墓の市区町村長へ①埋蔵(収蔵)証明書と②受入証明書*3を提出して「改葬許可証」を交付してもらう
- 新しいお墓の管理者へ③改葬許可証を提出して納骨する

※3 札幌市など、自治体によっては受入証明書の提出が不要の場合があります。
 ※ 札幌市内の墓地または寺院からお骨を移動してくるときの改葬申請先〔令和6年3月25日移転〕
 札幌市保健福祉局施設管理課 墓園管理係 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル7階 ☎011-211-3525

埋蔵予定者の変更・追加(供養墓のみ)

必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 埋蔵予定者間の続柄がわかる戸籍謄本類(戸籍謄本・戸籍抄本など)	<input type="checkbox"/> 埋蔵予定者変更兼祭祀主宰者選任届	11,000円
<input type="checkbox"/> 埋蔵予定者の近親者から同意書および印鑑登録証明書が必要になる場合があります。		

※ 埋蔵予定者を追加する場合は、別に定める埋蔵予定者追加料金が必要です。ご利用の管理料制度で費用が異なるため、詳しくはお問合せください。
 ※ 供養墓使用証明証の更新を希望する場合は、申請書類提出の際に記載内容の訂正を受けることができます。
 ※ 埋蔵予定者の氏名変更：変更が確認できる書類のコピー (運転免許証・戸籍謄本・戸籍抄本など) / 手続料無料
 供養墓使用証明証を再交付する場合、手続料は2,200円です。

- 新しい墓所使用許可証は手続完了後(納骨予定がある場合は納骨日)から30日以内に権利者へ簡易書留で発送します。なお、提出された旧墓所使用許可証は霊園で処分します。
- 住民票・戸籍謄本類・印鑑登録証明書は発行から3ヵ月以内のものに限ります。なお、上記記載以外の書類が必要になることがあります。

お問合せは … 公益社団法人ふる里公苑 真駒内滝野霊園 札幌市南区滝野2番地 ☎011-592-1223

※ 午前中はお電話が集中します。比較的繋がりのやすい時間帯：14:00～16:00

真駒内滝野霊園 事務手続要領

- 権利者が死亡した場合は名義変更が必要です(供養墓使用者・有期限制度利用者*4は手続き不要)。
 ※ 管理預託金制度利用者は管理使用規定第9条4項により、承継(名義変更)手続きはできません。ただし、管理料一括制度への切替えを承諾した場合はこの限りではありません。
- 新権利者が祭祀を主宰することについて、相続人全員の合意を得てください。
 (合意を得た親族代表者の住所や電話番号は新権利者がご記入ください)

権利者死亡による名義変更

必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 墓所使用許可証(永代使用許可証)	<input type="checkbox"/> 墓所手続申請書	11,000円
<input type="checkbox"/> 現権利者の死亡確認書類		
<input type="checkbox"/> 続柄がわかる戸籍謄本類(戸籍謄本・戸籍抄本・除籍謄本・除籍抄本など)		
<input type="checkbox"/> 新権利者の本籍入り住民票[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]		
<input type="checkbox"/> 新権利者の印鑑登録証明書		
<input type="checkbox"/> 新権利者の印鑑(実印)		

※4 管理使用規定第16条1項参照
 ※ 納骨手続と同時に名義変更手続を行う場合は火葬・改葬許可証を死亡確認書類とします。
 ※ 申請内容により、全相続人からの同意書および印鑑登録証明書などが必要になる場合があります。

生前名義変更

必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 墓所使用許可証(永代使用許可証)	<input type="checkbox"/> 墓所手続申請書	11,000円
<input type="checkbox"/> 続柄がわかる戸籍謄本類(戸籍謄本・戸籍抄本・除籍謄本・除籍抄本など)		
<input type="checkbox"/> 新権利者の本籍入り住民票[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]		
<input type="checkbox"/> 現権利者と新権利者の印鑑登録証明書		
<input type="checkbox"/> 現権利者と新権利者の印鑑(実印)		
<input type="checkbox"/> 墓所使用に関する同意書		

氏名変更・本籍変更

必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 墓所使用許可証(永代使用許可証)	<input type="checkbox"/> 登録情報変更申請書	無料
<input type="checkbox"/> 変更の内容が確認できる書類のコピー(運転免許証・戸籍謄本・戸籍抄本など)		
<input checked="" type="checkbox"/> [本籍を変更した場合]		
<input type="checkbox"/> 本籍入り住民票[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]・戸籍謄本・戸籍抄本など		

※ 住所変更は、公式ホームページかお電話で手続きしてください。

管理料一括制度や有期限制度の申込み・前納管理料や有期限制度の期限延長

必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 墓所使用許可証(永代使用許可証)	<input type="checkbox"/> 管理料制度等申込書	2,200円 + 管理料制度 利用料
<input type="checkbox"/> 権利者の印鑑登録証明書〔管理料一括制度・有期限制度の申込み〕		
<input type="checkbox"/> 印鑑(実印)〔管理料一括制度・有期限制度の申込み〕		
<input type="checkbox"/> 認印〔前納管理料や有期限制度の期限延長〕		

※ 管理料制度利用料は現在ご利用中の管理料制度により異なります。詳しくは管理事務所にお問合せください。

墓所使用権の返上(使用墓所が不要になった場合)

必要書類など	申請書類	手続料
<input type="checkbox"/> 墓所使用許可証(永代使用許可証)	<input type="checkbox"/> 墓所申込取消申請兼使用権返上申請書	11,000円
<input type="checkbox"/> 権利者の印鑑登録証明書		
<input type="checkbox"/> 印鑑(実印)		

※ 墓石その他附属物などは取除き、原形に復してください。これに要する費用は別途見積が必要です。
 ※ 納骨されている場合は、別途改葬の手続き(16頁参照)が必要です。

- 提出された旧墓所使用許可証(永代使用許可証)は霊園で処分します。
- 旧字体で出力していた霊園発行書類は、2020年3月より新字体(常用漢字)で出力しています(春秋朋だよりNo.50で通知)。

お問合せは … 公益社団法人ふる里公苑 真駒内滝野霊園 札幌市南区滝野2番地 ☎011-592-1223

※ 午前中はお電話が集中します。比較的繋がりのやすい時間帯：14:00～16:00